

令和6年度東海市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用地球温暖化対策設備を導入する者に対し経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの利用推進と温室効果ガスの排出の量の削減による地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地球温暖化対策設備 住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備、太陽熱利用システム及び高性能外皮等をいう。

(2) 住宅用太陽光発電施設 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費されるもので、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動及び自動停止を含む。）を行うものであること。

イ 構成する機器が次に掲げる要件に該当するものであること。

㍑ 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づき、JETが認証した太陽電池モジュール又はIECEE-PV-FCs制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。

㍒ 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電力会社が定める内線規程（JEA C8001）に準拠していること。

㍓ インバータ・保護装置は、電気設備技術基準の解釈（平成25年3月14日制定）等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものについても、同等のものとする。

る。

(エ) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。

(オ) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。

ウ 工事及び施工については、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電力会社が定める内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。

エ 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。

オ 未使用品であること。

カ リース品でないこと。

キ 建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。

ク 太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）が50キロワット未満のものであること。

(3) 家庭用エネルギー管理システム（H E M S） 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもので、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア E C H O N E T L i t e 規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。

イ タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。

ウ 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上蓄積できるものであること。

エ 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量又は電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量又は蓄電池の設置による充電量及び放電量のいずれかを計測し、蓄積できる場合は、この

限りではない。

オ 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット若しくはピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。

カ 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量、充電量等の情報が取得でき、又は計測できるものであること。

キ 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）の提供を行うことができるものであること。

ク 未使用品であること。

ケ リース品でないこと。

コ 建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。

(4) 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、L P ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもので、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領（以下「県要領」という。）の補助対象機器であること。

イ 未使用品であること。

ウ リース品でないこと。

エ 建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。

(5) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもので、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 県要領の補助対象機器であること。

イ 未使用品であること。

ウ リース品でないこと。

エ 建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。

- (6) 電気自動車等充電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもので、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 県要領の補助対象機器であること。

イ 未使用品であること。

ウ リース品でないこと。

エ 建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。

- (7) 太陽熱利用システム 太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部又は蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。）又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（以下「強制循環型」という。）で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 県要領の補助対象機器（同等の機能を有するものを除く。）であること。

イ 未使用品であること。

ウ リース品でないこと。

エ 建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。

- (8) 高性能外皮等 高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く。）及び換気設備であり、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 県要領の対象住宅であること。

イ 未使用品であること。

ウ リース品でないこと。

エ 建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。

- (9) ZEH 高性能外皮等を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。

- (10) 国ZEH支援事業 経済産業省、国土交通省及び環境省がZEHの普及促進を目的として実施する補助事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 自らが所有し、かつ、居住する住宅を市内に新築するのに合わせて、住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備、太陽熱利用システム（以下「住宅用太陽光発電施設等」という。）を設置する者（以下「新築住宅への設置者」という。）

イ 自らが所有し、かつ、居住する市内の住宅または第三者が所有する市内の住宅に居住する者で当該住宅に住宅用太陽光発電施設等を新たに設置することについて当該住宅の所有者の承諾を受けている者（以下「既存住宅への設置者」という。）

ウ 住宅用太陽光発電施設等が設置された市内の住宅を自らが居住する目的で購入する者（以下「購入者」という。）

エ 自らが所有し、かつ、居住する高性能外皮等を備えた住宅を市内に新築する者（以下「ZEH水準省エネ住宅設置者」という。）

オ 高性能外皮等を備えた市内の住宅を自らが居住する目的で購入する者（国ZEH支援事業の補助金交付対象者が施工業者等である場合を含む。）（以下「ZEH水準省エネ住宅購入者」という。）

- (2) 地球温暖化対策設備（以下「対象設備」という。）に係る設置工事の着工日が令和6年度内にある者

- (3) 実績報告書の提出時に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者

- (4) 市税を滞納していない者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若

しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

2 前項に規定する住宅が店舗等併用住宅である場合は、延床面積の2分の1以上が居住の用に供するものでなければならない。

3 第1項に規定する住宅が集合住宅の場合における補助対象者は、対象設備を自己のためのみに用いる者に限る。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置に要する費用とする。

2 補助金の額は、別表第1に定める額とする。

3 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる期限までに補助金交付申請書に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新築住宅への設置者は、住宅用太陽光発電施設等に係る設置工事の工事完了予定日の14日前まで

(2) 既存住宅への設置者は、住宅用太陽光発電施設等に係る設置工事の着工予定日の14日前まで

(3) 購入者は、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を予定する日の14日前まで

(4) ZEH水準省エネ住宅設置者は、ZEH水準省エネ住宅の工事完了予定日の14日前まで

(5) ZEH水準省エネ住宅購入者は、ZEH水準省エネ住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を予定する日の14日前まで

2 前項の規定による申請は、先着順とする。

3 第1項の規定による申請は、世帯ごとに行い、住宅用太陽光発電施設等にあつては1世帯について設備ごとに1回とし、高性能外皮等にあつては1世帯について1回とする。

(補助金の交付内定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、

適当と認めたときは、補助金の交付を内定し、その旨を補助金交付内定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(計画の変更)

第7条 前条第1項の規定による補助金交付内定を受けた者（以下「交付内定者」という。）が、計画の変更を行う場合には、設置工事の着工前に速やかに補助金変更交付申請書に設置変更概要書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、前条第1項の規定による内定を変更し、補助金交付内定額に変更がある場合には補助金変更交付内定通知書により、補助金交付内定額に変更がない場合には補助金変更交付申請承認通知書により補助金変更交付申請者に通知するものとする。

(計画の中止)

第8条 交付内定者が、対象設備の設置工事を中止する場合又は住宅の購入を取りやめる場合には、速やかに補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金交付申請取下書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第6条第1項の規定による内定を取り消し、補助金交付内定取消通知書により交付内定者に通知するものとする。

(補助金実績報告)

第9条 交付内定者は、令和7年3月24日又は新築住宅への設置者及び既存住宅への設置者にあつては、第1号に掲げる日から起算して90日を経過した日、購入者にあつては第1号、第4号及び第5号に掲げる日のうちいずれか遅い日から起算して90日を経過した日、ZEH水準省エネ住宅設置者にあつては第2号及び第3号に掲げる日のうちいずれか遅い日から起算して90日を経過した日、ZEH水準省エネ住宅購入者にあつては第2号から第5号に掲げる日のうちいずれか遅い日から起算して90日を経過した日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電施設等の保証書に記載される保証の開始日

- (2) 補助対象経費の支払が完了した日
- (3) 国ZEH支援事業の補助金交付額確定通知書の通知日
- (4) 当該住宅の所有権保存登記の日
- (5) 当該住宅の所有権移転登記の日

2 前項の規定に関わらず、交付内定者のうち別表第1に掲げる補助の区分が一体的導入補助である新築住宅への設置者及びZEH水準省エネ住宅設置者にあつては、第1項の規定中「令和7年3月24日」とあるのは、「令和7年9月30日」とする。

3 市長は、交付内定者が前項に規定する日までに補助金実績報告書を提出しなかったときは、補助金交付内定を取り消し、その旨を交付内定者に通知する。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条第1項に規定する補助金実績報告書を受領し、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに交付内定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 前条の規定による通知を受けた者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、速やかに補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により発電量等の維持に努めなければならない。

2 補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前3項に定める場合において必要があると認めるときは、取得財産の管

理及び運用の状況について調査することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し不正の行為があったとき。

(協力)

第14条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて温室効果ガスの削減量等のデータの提供を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の依頼があった場合は、データの提供について積極的に協力するものとする。

(地位の承継)

第15条 補助対象者が、死亡等やむを得ない理由が生じた場合、補助対象者の承継人が、補助金の交付を受ける意志を有するときは、市長の承認を受けて、その地位を承継することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に第6条第1項の規定による定置用リチウムイオン蓄電システムに係る単独補助又は住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び定置用リチウムイオン蓄電システムに係る一体的導入補助の補助金交付内定を受けている者が当該補助金交付内定額の変更をしようとする場合における第7条第1項の規定の適用については、同項中「設置工事の着工前に速やかに補助金変更交付申請書に設置変更概要書を添えて、」とあるのは、「速やかに補助

金変更交付申請書を」とする。

別表第 1（第 4 条関係）

補助の区分	設備の種類		補助金の額
単独補助	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）		補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額。以下同じ）とし、10,000円を限度とする。なお、他の対象設備と同時に申請する場合は、一体的導入による補助を優先する。
	家庭用燃料電池システム		補助対象経費の額とし、50,000円を限度とする。
	定置用リチウムイオン蓄電システム		補助対象経費の額とし、150,000円を限度とする。なお、他の対象設備と同時に申請する場合は、一体的導入による補助を優先する。
	電気自動車等充給電設備		補助対象経費の額とし、50,000円を限度とする。なお、他の対象設備と同時に申請する場合は、一体的導入による補助を優先する。
	太陽熱利用システム	自然循環型	補助対象経費の額とし、16,000円を限度とする。
		強制循環型	補助対象経費の額とし、48,000円を限度とする。
一体的導入補助	住宅用太陽光発電施設 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 定置用リチウムイオン蓄電システム		設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を切り捨て得た値とする。ただし、出力の合計値が4キロワットを超える場合は、4キロワットとして算出する。以下同じ。）に10,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額）に160,000円を加算した額とし、200,000円を限度とする。
	住宅用太陽光発電施設 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 電気自動車等充給電設備		設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値に10,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額）に60,000円を加算した額とし、100,000円を限度とする。
	住宅用太陽光発電施設 家庭用エネルギー管理シス		設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値に10,000円を乗じ

	テム（HEMS） 高性能外皮等	て得た額（１，０００円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額）に１１０，０００円を加算した額とし、１５０，０００円を限度とする。
--	--------------------	--

別表第２（第５条関係）

対象	必要な書類
新築住宅への設置者	(1) 住宅用太陽光発電施設等の設置概要書 (2) 住宅用太陽光発電施設等の設置予定場所の現況写真 (3) 住宅用太陽光発電施設等の工事請負契約書又は見積書等の写し（補助対象経費の内訳が明記されている書類に限る。） (4) 住宅用太陽光発電施設を同時に設置する場合は、住宅用太陽光発電施設の配置図（太陽電池モジュールの割付図） (5) 設置予定場所を示した地図 (6) 市税の完納証明書 (7) 誓約書兼確認書 (8) その他市長が必要と認める書類
既存住宅への設置者	(1) 住宅用太陽光発電施設等の設置概要書 (2) 住宅用太陽光発電施設等の設置予定場所の現況写真 (3) 住宅用太陽光発電施設等の工事請負契約書又は見積書等の写し（補助対象経費の内訳が明記されている書類に限る。） (4) 住宅用太陽光発電施設を同時に設置する場合は、住宅用太陽光発電施設の配置図（太陽電池モジュールの割付図） (5) 設置予定場所を示した地図 (6) 市税の完納証明書 (7) 誓約書兼確認書 (8) 第三者が所有する住宅に居住する者で当該住宅に住宅用太陽光発電施設等を新たに設置することについて当該住宅の所有者の承諾を受けている設置者による申請の場合には、当該所有者の承諾書 (9) その他市長が必要と認める書類
購入者	(1) 住宅用太陽光発電施設等の設置概要書 (2) 住宅用太陽光発電施設等の設置場所の現況写真 (3) 住宅用太陽光発電施設等の売買契約書又は見積書等の写し（補助対象経費の内訳が明記されている書類に限る。）

	(4) 住宅用太陽光発電施設を同時に設置する場合は、住宅用太陽光発電施設の配置図（太陽電池モジュールの割付図） (5) 設置場所を示した地図 (6) 市税の完納証明書 (7) 誓約書兼確認書 (8) その他市長が必要と認める書類
Z E H水準省エネ住宅設置者	(1) 国Z E H支援事業の交付申請をした場合は、国Z E H支援事業の交付申請書及び実施計画書又は事業概要書の写し (2) 国Z E H支援事業の交付申請をしない場合は、B E L S（建築物省エネルギー性能表示制度）評価書の写し (3) 設置予定場所の現況写真 (4) 工事請負契約書又は見積書等の写し（補助対象経費の内訳が明記されている書類に限る。） (5) 設置予定場所を示した地図 (6) 市税の完納証明書 (7) 誓約書兼確認書 (8) その他市長が必要と認める書類
Z E H水準省エネ住宅購入者	(1) 国Z E H支援事業の交付申請をした場合は、国Z E H支援事業の交付申請書及び実施計画書又は事業概要書の写し (2) 国Z E H支援事業の交付申請をしない場合は、B E L S（建築物省エネルギー性能表示制度）評価書の写し (3) 設置場所の現況写真 (4) 売買契約書又は見積書等の写し（補助対象経費の内訳が明記されている書類に限る。） (5) 設置場所を示した地図 (6) 市税の完納証明書 (7) 誓約書兼確認書 (8) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第9条関係）

設備の種類	必要な書類
住宅用太陽光発電施設	(1) 設備の設置費に係る領収書、分割払に係る契約書等の支払いを証明するに足る書類の写し (2) 設備の設置に係る領収金額内訳書（工事費内訳書から変更がある場合は、変更後の見積書を提出） (3) 設備の設置場所及び全体の設置状況が確認できる写真 (4) 太陽電池モジュールの型式番号及び公称最大

	出力合計値が記載された出力対比表の写し (5) 電気事業者が発行する系統連系日を証する書類の写し (6) 住民登録の現況が分かる書類 (7) 購入者にあつては、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し (8) 住宅用太陽光発電施設等の工事請負契約書又は売買契約書の写しを提出していない者にあつては、当該書類 (9) その他市長が必要と認める書類
家庭用エネルギー管理システム (H E M S)	(1) 設備の設置費に係る領収書、分割払に係る契約書等の支払いを証明するに足る書類の写し (2) 設備の設置に係る領収金額内訳書 (3) 設備の保証書（製造者、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものとする。）の写し (4) 設備の設置後の現況を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの並びに設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものとする。） (5) 住民登録の現況が分かる書類 (6) 購入者にあつては、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し (7) 住宅用太陽光発電施設等の工事請負契約書又は売買契約書の写しを提出していない者にあつては、当該書類 (8) その他市長が必要と認める書類
家庭用燃料電池システム 定置用リチウムイオン蓄電システム 電気自動車等充給電設備 太陽熱利用システム 自然循環型 太陽熱利用システム 強制循環型	(1) 設備の設置費に係る領収書、分割払に係る契約書等の支払いを証明するに足る書類の写し (2) 設備の設置に係る領収金額内訳書 (3) 設備の保証書（製造者、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）の写し (4) 設備の設置後の現況を示す写真（設置状況が確認できるもの並びに設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものとする。） (5) 住民登録の現況が分かる書類 (6) 購入者にあつては、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し (7) 住宅用太陽光発電施設等の工事請負契約書又は売買契約書の写しを提出していない者にあつては、当該書類 (8) その他市長が必要と認める書類
高性能外皮等 （住宅用太陽光発電施設及び家庭用エネルギー管理システム	(1) Z E H水準省エネ住宅の設置又は購入に係る領収書、分割払に係る契約書等の支払いを証明するに足る書類の写し

(H E M S)に必要な書類も含む。)	(2) Z E H水準省エネ住宅の設置又は購入に係る領収金額内訳書 (3) Z E H水準省エネ住宅の設置場所及び全体の設置状況が確認できる写真 (4) 太陽電池モジュールの型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し (5) 電気事業者が発行する系統連系日を証する書類の写し (6) 国Z E H支援事業の交付申請をした場合は、国Z E H支援事業の補助金確定通知書の写し(国の補助金交付対象者が施工業者等である場合は、国の補助金の対象となる住宅が、本市の補助対象者の住宅であることが確認できるものとする。) (7) 住民登録の現況が分かる書類 (8) Z E H水準省エネ住宅購入者にあつては、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し (9) 工事請負契約書又は売買契約書の写しを提出していない者にあつては、当該書類 (10) その他市長が必要と認める書類
-----------------------------	---